

2015. 9.5 新座市中央公民館

新座市公民館運営審議会研修会

今後の社会教育行政と公民館運営の在り方について

ーネットワーク型行政で公民館と利用者をつなぐー

上田 孝典 氏 (筑波大学人間系)

「公民館」はなぜ必要？(1)

公民館の多様性・・・

住民＋地域制＋職員＝公民館

公民館は地域の中で、職員に支えられ、住民の主体的な取り組みによって「創られる」施設である。

「公民館」はなぜ必要？(2)

1946年7月5日 文部省「公民館の設置運営について」

●国民の教養を高めて、**道徳的知識的並に政治的水準**を引き上げ、
または町村的自治体に**民主主義の実際的訓練**を与えると共に科学思想
を普及し**平和産業を振興**する基を築くことは、新日本建設の為に最も重要な課題

「公民館」はなぜ必要？（3）

●公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常時に町村民がうち集って談論し読書し、生活上産業上の指導を受け**お互いの交友を深める場所**である。それはいわば郷土における公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能をかねた**文化教養の機関**である。それはまた青年団婦人会などの町村における文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して**町村振興の底力**を生み出す場所である。

「公民館」はなぜ必要？（4）

1949 年社会教育法（国及び地方公共団体の責務を規定）

国及び地方公共団体は…**すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高めうるような環境を醸成する**ように努めなければならない。（第3条）

公民館は、市町村その他**一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化**に関する各種の事業を行い、住民の**教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進**に寄与することを目的とする。（第20条）

「公民館」はなぜ必要？（5）

公民館の設置理念とは

- ① **民主主義の学校**…住民相互の話しあい・学びあいを重視
 - ② **地域住民の学習拠点**…地域性（郷土）に根ざした生活・産業にかかわる学習と交流
 - ③ **文化教養の機関**…道徳・知識・政治
 - ④ **郷土振興の拠点**…団体中心、町村振興の底力
- 「實際生活に即する教育・学術・文化」「教養の向上」「健康の増進」「情操の純化」
＝「生活文化の振興」「社会福祉の増進」

「公民館」はなぜ必要？（6）

現状は…90年代以降の生涯学習政策による社会教育行政の空洞化

- 事業の画一化
- 貸し館化
- 老朽化
- 職員の専門性の欠如

公民館とは…

公民館は、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしています。現在、アジア地域を中心に展開されているコミュニティ学習センター（Community Learning Centre：CLC）のモデルとして世界の注目を集めています。



公民館は、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献しています。

※公民館は、国策に基づいて、社会教育施設です。
国策としての社会教育（social education）とは、社会教育（social education）
「社会教育」は、社会教育（social education）と訳され、社会教育（social education）
「社会教育」は、社会教育（social education）と訳され、社会教育（social education）
「社会教育」は、社会教育（social education）と訳され、社会教育（social education）

ネットワーク型行政とは？（１）

1998 年生涯学習審議会答申

「社会の変化した今後の社会教育行政の在り方について」

- 地域住民の学習ニーズの多様化・高度化に行政の提供する学習機会是对応できなくなっている。
- 生涯学習活動の広範な領域に対して、社会教育活動は十分な役割を果たし得ない。
- 地域社会や家庭の環境の変化に対して、地域社会の活動化や家庭の教育力の向上に取り組む必要がある。
- 地方分権や規制緩和を進め、社会教育サービスの提供と向上を図る。
- 民間の社会教育活動(市民活動、ボランティア活動、民間教育事業など)との連携、協力を促進する。

ネットワーク型行政とは？（２）

2008 年中央教育審議会(生涯学習分科会)答申

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」

- 知識基盤社会への対応
- 生涯にわたり職業能力や就業能力（エンプロイアビリティ）を身につけ、社会生活を営んでいく上で必要な知識・技能等を習得・更新していく必要
- 行政改革・規制緩和や地方分権による行政サービスの縮小に対して、地域住民等が自らその役割を果たす自立した地域社会構築の必要
- 持続可能な社会や知の循環型社会を構築する必要

ネットワーク型行政とは？（３）

1998 年「公民館の設置及び運営に関する基準」の改訂

2003 年 同基準の全面改訂

1999、2001 年 社会教育法改正

→公運審の必置規定が任意必置
社会教育委員の選定基準の緩和
公民館職員の配置が努力義務
公運審や社会教育委員の権限を縮小
公民館の設置基準の大綱化・弾力化 など

ネットワーク型行政とは？（４）

2006 年教育基本法改正

第3条（生涯学習の理念）

国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。

第12条（社会教育）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

ネットワーク型行政とは？（５）

- 行政改革を推進するための規制緩和と地方分権を推進するための首長部局の権限強化
- 知識基盤型社会、持続可能な社会、知の循環型社会など、新たな時代への対応
- 行政サービスの縮小に対する自立した個人や地域社会の形成

“様々なステークホルダー(利害関係者)をネットワークでつなぎ、相互補完的関係性を構築していく”

今後の展望とは？（１）

１．社会教育（公民館）は地域住民のものである。

「国民の自己教育であり、相互教育であり、自由と機動性を本質とする社会教育」
「法に根拠を置かない社会教育の自由はいつ侵されるか保障しがたいのである。
その意味で社会教育の大きな発展のために、さらには民主国家の国民に必要な国民教育の自由と向上のために、社会教育法の絶対的な存在意義があった」

「常に、国、地方公共団体というような権力的な組織との関係において、その責任と負担とを明らかにすることによって、社会教育の自由の分野を保障しようとするのが社会教育化のねらいであって…」

（寺中作雄『社会教育法解説』1949年）

今後の展望とは？（２）

２．社会教育法は国及び地方公共団体の責務（環境醸成）を規定

たとえば家庭教育や学校との連携、ボランティアの育成が重要だとしても、住民の主体的に基づかない教育内容の誘導は抑制すべき

社会教育行政の役割は、「環境の醸成」＝条件整備と助長行政である。

内外材矛盾論（小川利夫）

公教育（公権力作用）としての社会教育活動と国民の自己教育の外在矛盾

公教育としての社会教育実践が国民の自己教育運動に関与することを法によって義務付けられている内在矛盾

→ 原則として、ノーサポート・ノーコントロール

法概念として、サポート but ノーコントロール

今後の展望とは？（３）

３．教育の自由を行政はどこまで保障するか(公共性をめぐって)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- １ もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業（「営利事業」とすべきものと思われる）に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること
- ２ 特定の政党の利害に関する事業を行い、または、公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

今後の展望とは？（４）

●憲法改正 ●安保法制 ●原発問題 ●ジェンダー
●歴史認識 ●利用度問題 ●在日外国人 などなど

→公共の福祉(日本国憲法 13 条)とは、相互の人権(自由と権利)を侵害しないために一定の制約を受任する(させる)こと

「世論を二分する」問題とは、
国民一人ひとりが主体的に考えるべき重要な学習課題 !!

公運審は公民館の運営責任者という気概を。
公民館の職員がどれだけ利用者・地域住民と対話しているか。
公民館の職員がどれだけネットワークを保有しているか。

今後の展望とは？（５）

4. 公民館主事の果たすべき役割

